消費生活情報メール
第 48 号

～成年年齢が 18 歳に引き下げ！その影響は？～

エステともうけ話のトラブル急増！

2022 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられました。新たに成人となった 18 歳・19 歳のみなさんの間で、脱毛など**「エステティックサービス」でのトラブル、**簡単に稼げるという**もうけ話・副業のマニュアル（情報商材）を主とした「内職・副業その他」のトラブル**が急増しています。

県内の若者からの相談の多い品目と平均契約額(2022 年度)

成人(2022.4.1～)

	17 歳	18 歳	19 歳
1 位	化粧品 （1.1 万円）	**エステティックサービス （30.6 万円）**	**エステティックサービス （35.9 万円）**
2 位	インターネットゲーム （30.8 万円）	化粧品 （1.4 万円）	出会い系サイト・アプリ （33.4 万円）
3 位	商品一般	**内職・副業その他 （39.6 万円）**	**内職・副業その他 （17.0 万円）**

「エステティックサービス」の代表事例

ネットで**「脱毛エステ 100 円でカウンセリング」**とのキャンペーン広告を見つけてエステサロンに行った。サロン内で 3 年間の施術コースや化粧品などを勧められ断りきれずに、61 回の分割払いで総額約３０万円の契約をしてしまった。　（19 歳　女性）

「内職・副業その他」の代表事例

副業サイトで**「すきま時間で簡単に稼げる」**との宣伝を見つけ、稼ぐ方法が書いてあるというマニュアル（情報商材）を注文。販売業者から「５０万円の有料サポートも契約するべき。2 ヶ月で元が取れる」と勧められセットで契約したが、すきま時間ではできないような内容で、稼げそうにない。（18 歳　女性）

「お試し」「キャンペーン」「簡単に稼げる」などの表現には要注意！　高額な契約を迫られることも！

トラブルにあわないためのポイント

エステティックサービス

- 「無料」「体験」「キャンペーン」など、お得感を強調した広告にひかれて店舗に行った結果、断り切れず想定外の高額な契約を結んでしまう例が多く見られます。できるだけ当日の契約は避け、慎重に検討しましょう！
- 事業者が倒産すると、ほとんどの場合、既に支払った代金の返金は困難です。長期間にわたる高額契約は避けましょう！

もうけ話・副業のマニュアル（情報商材）

- 情報商材とは、インターネット通販などで「簡単に稼げるノウハウ」などと称して販売されている情報のこと（PDF ファイル、動画、アプリなど）。事前に内容を確かめられず、後から「価値のない情報だった」などとトラブルになりがちです。広告や体験談を安易に信用しないでください！
- 情報商材の購入をきっかけに、高額なサポートプランやセミナー等の契約に誘導され、借金やクレジットカード作成を迫るケースも見られます。「返金保証」に応じないケースや連絡がつかなくなるケースもありますので、注意しましょう！

契約後でもあきらめずに相談を！

返金につながる場合もあります。契約後でもあきらめず
消費生活相談窓口（局番なし１８８）にご相談を！

困った時はすぐ相談
消費者ホットライン
188

18 歳になり、成人を迎えたばかりの兄妹・田真玲爽（たまされ そう）と田真玲瑠奈（たまされ るな）。

大学生になり、新生活を送る 2 人の前に次々と襲いかかるあやしい大人たち…。

2 人を消費者トラブルから守ることができるのか。あなたの選択で様々なエンディングが待っています！

URL:https://web.pref.hyogo.lg.jp/syouhi_lp/

シミュレーションゲームは
ここから PLAY！

QR コード

新成人は狙われている!?

2022 年 4 月 1 日から、**成年年齢が 18 歳に引き下げられました。**成人になることで、これまでは保護者の同意がないとできなかった契約が自分の意思でできる一方、**未成年者取消権の行使ができなくなる**ため、まだ社会経験の浅い成人したばかりの若者が悪質業者に狙われています。

兵庫県立消費生活総合センター
TEL：078-302-4001　FAX:078-954-5640　URL：https://www.seiken.server-shared.com/
消費生活相談電話番号：078-303-0999　または 188(局番なし)